

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

緊急事態宣言の再延長に伴う認定こども園等の対応について

日頃より、本市の教育・保育の運営及びコロナ禍における感染防止対策の取組にご協力いただきありがとうございます。

このたび、5月31日（月）までの間、大阪府を対象区域として発令されておりました緊急事態宣言が6月20日（日）まで延長されることとなりました。市内の認定こども園や保育所等につきましては、引き続き**通常どおり保育を実施**していただくこととしますが、各施設では、保育教諭等をはじめとする職員の方々が、細心の注意を払いながら、安全で安心な教育・保育の提供を行うため、様々な工夫を図りながら取り組んでくださっています。感染拡大防止と早期の収束に向け、感染リスクをできるだけ抑える必要があることから、引き続き、仕事を休んで家にいることが可能な場合や家庭での保育が可能な場合は、登園を控えていただき、家庭保育のご協力をお願いします。

記

1 保育の実施について

通常どおり保育を実施します。

ただし、緊急事態宣言期間中（4月25日以降、再延長された期間を含む。）に、家庭保育にご協力いただく場合は、一旦保育料を全額納付していただき、日数に応じて保育料（0～2歳児クラス）の減額を行います。

家庭保育にご協力いただいている間に、子育てのことなどについてご相談されたいことがある場合は、各施設に連絡してください。

2 ご家庭へのお願い

○手洗いやうがいをはじめとする一般的な感染症対策を徹底するとともに、お子さまやご家族の検温等による健康管理や健康観察を行ってください。

○お子さまやご家族に発熱などの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、必ず登園を控え、速やかに各施設へご連絡ください。また、「堺市新型コロナ受診相談センター（072-228-0239）」にご相談ください。

○お子さまに発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

○不要不急の外出を自粛してください。

○万一、園児・保護者・職員に感染者が出た場合には、偏見等が生じないように、人権に十分ご配慮願います。

○医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な方々（警察、消防、高齢・介護施設や保育施設等の職員）やそのご家族などを思いやり、支えあう気持ちを持って行動願います。

3 令和3年4月から6月までの間に利用が決まった育児休業中のご家庭について

原則、利用開始月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因して、育児休業を延長した場合は、特例的に復職が7月中〔令和3年7月31日（土）まで〕となっても、利用決定の取り消しとはなりません。ただし、在籍期間中の保育料は発生します。（0～2歳児クラス）該当する場合は、各区子育て支援課にお申し出ください。

（問い合わせ先）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市 子ども青少年局 子育て支援部

○ 保育の利用等について 幼保運営課 TEL 072(228)7231 FAX 072(222)6997

○ その他保育料等について 幼保推進課 TEL 072(228)7173 FAX 072(222)6997